「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
市町村における児童手当関係事務処理について （前文）　（略） （別添） 児童手当市町村事務処理ガイドライン 第１条～９条　（略） 第１０条　規則第１条の４第１項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 一～四　（略） ２　認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。 一　認定請求書の記載事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認することとし、次のア～キについては、特に留意すること。 ア　（略） イ　請求に係る児童のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する児童（法第３条第３項に規定する施設入所等児童を除く。）があるときは、規則第１条の４第２項第１号の規定に基づき添付される当該児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの及び同項第３号の規定に基づき添	市町村における児童手当関係事務処理について （前文）　（略） （別添） 児童手当市町村事務処理ガイドライン 第１条～９条　（略） 第１０条　規則第１条の４第１項の請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 一～四　（略） ２　認定請求書の記載事項については、次により審査するものとする。 一　認定請求書の記載事項を公簿等及び添付書類により確認することとし、次のア～キについては、特に留意すること。 ア　（略） イ　請求に係る児童のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する児童（法第３条第３項に規定する施設入所等児童を除く。）があるときは、規則第１条の４第２項第１号の規定に基づき添付される当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し及び同項第３号の規定に基づき添付される書類（様式第６号の２）により、児童と同居している者の状況等を確認すること。

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
付される書類（様式第６号の２）により、児童と同居している者の状況等を確認すること。	
ウ～キ　（略）	ウ～キ　（略）
二　（略）	二　（略）
３～４　（略）	３～４　（略）
第１１条　規則第１条の４第３項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第１項各号の規定の例により処理するものとする。	第１１条　規則第１条の４第３項の請求書（以下「認定請求書（施設等受給資格者用）」という。）の提出を受けたときは、前条第１項各号の規定の例により処理するものとする。
２　認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項については、次により審査するものとする。	２　認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項については、次により審査するものとする。
一　認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認すること。特に、規則第１条の２第１項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第２項各号のいずれか、同条第３項又は第４項に掲げる短期間の入所をしている者又は施設に通う者は施設入所等児童に該当しないこととなるので留意すること。	一　認定請求書（施設等受給資格者用）の記載事項を公簿等及び添付書類により確認すること。特に、規則第１条の２第１項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第２項各号のいずれか、同条第３項又は第４項に掲げる短期間の入所をしている者又は施設に通う者は施設入所等児童に該当しないこととなるので留意すること。
二　（略）	二　（略）
３～４　（略）	３～４　（略）
第１２条～第１５条	第１２条～第１５条
第１６条　額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。	第１６条　額改定届又は額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとともに、次により処理するものとする。
一～二　（略）	一～二　（略）

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
第１７条～第１９条　（略） 第２０条　規則第６条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 一　受給者が一般受給者である場合は、受給者又は児童の氏名及び住所（受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地）等を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）及び添付書類により確認すること。 二～三　（略） 第２１条　（略） 第２２条　受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。 一～五　（略） 第２３条～第３３条　（略） 第３４条　本ガイドライン施行前の児童手当関係事務処理については、なお従前の例による。 ２　情報連携の本格運用開始までの試行期間における添付書類の取扱いについては、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成 29 年 4 月 21 日府番第 77 号・総官企第 227 号通知）によるものとする。	第１７条～第１９条　（略） 第２０条　規則第６条の届書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。 一　受給者が一般受給者である場合は、受給者又は児童の氏名及び住所（受給者が法人である場合は主たる事務所の所在地）等を公簿等及び添付書類により確認すること。 二～三　（略） 第２１条　（略） 第２２条　受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。 一～五　（略） 第２３条～第３３条　（略） 第３４条　本ガイドライン施行前の児童手当関係事務処理については、なお従前の例による。

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

旧

様式第１号

（表面）

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成　・　・	
	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	配偶者の有無	有・無			
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　　）	個人番号				
	支払希望金融機関	名称		口座番号			
配偶者等	（ふりがな） 氏名		職業	ア．被用者 イ．公務員 （勤務先：　　） ウ．被用者等でない者	住所		個人番号

児童	氏名及び個人番号（別居監護の場合）	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	非該当年月日
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・

加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別	扶養親族等及び児童の数	人	認定年月日	支給開始年月	手当月額
ア．厚生年金保険　　エ．地方公務員等共済 イ．私立学校教職員共済　　オ．国民年金 ウ．国家公務員共済　　カ．その他（　　）	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	（　人）	平成　・　・	平成　・	・３歳未満分　円 ・３歳以上小学校修了前分　円 ・中学生分　円 計　円
	所得の状況	平成　年分所得額　円	支給事由消滅年月日・消滅事由 平成　・　・ （消滅事由）		
備考	区分	児童手当 特例給付			

新

様式第１号

（表面）

児童手当・特例給付受給者台帳

受給者	（ふりがな） 氏名 （法人名等）		性別	男・女	生年月日	明治・大正 昭和・平成　・　・	
	職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	配偶者の有無	有・無			
	住所 （法人の主たる事務所の所在地）	〒　－ 電話　（　　）	個人番号				
	１月１日時点の住所（１～５月分は前年、６～１２月分は本年）	（上欄と異なる場合に記入してください）	⑥支払希望金融機関	名称	銀行 金庫 信組 農協 漁協	支店名 支店コード （３ケタ）	口座番号 / 口座名義
配偶者等	（ふりがな） 氏名		住所 （請求者と異なる場合）	（上欄と異なる場合に記入してください）			
	職業	ア．被用者 イ．公務員 （勤務先：　　） ウ．被用者等でない者	個人番号		１月１日時点の住所（１～５月分は前年、６～１２月分は本年）		

児童	氏名及び個人番号（別居監護の場合）	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当・特例給付該当年月日 3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	非該当年月日
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・
			平成　・　・	同・別	平成　年　月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・	平成　・　・

加入している公的年金制度の種別	扶養親族等及び児童の数	人	認定年月日	支給開始年月	手当月額
ア．厚生年金保険　　イ．国民年金　　ウ．その他（　　） ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済　　（　）地方公務員等共済 （　）国家公務員共済	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	（　人）	平成　・　・	平成　・	・３歳未満分　円 ・３歳以上小学校修了前分　円 ・中学生分　円 計　円
	所得の状況	平成　年分所得額　円	支給事由消滅年月日・消滅事由 平成　・　・ （消滅事由）		
備考	区分	児童手当 特例給付			

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

旧

（裏面）

区分 ＼ 年度		平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被
	加入年金等の種別					
	前年の所得額	円	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
	区分	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付
	備考					
支払金額 10月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
支払金額 2月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
支払金額 6月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
	備考					

新

（裏面）

区分 ＼ 年度		平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被
	加入年金等の種別					
	前年の所得額	円	円	円	円	円
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）	（　人）
	区分	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付
	備考					
支払金額 10月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
支払金額 2月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
支払金額 6月期	支払年月日	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・	平成・・
	児童手当等の支払金額 ①	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円 計 円
	学校給食費等徴収等額 ②	円	円	円	円	円
	保育料の特別徴収額 ③	円	円	円	円	円
	寄附金額 ④	円	円	円	円	円
	支払金額（①-②-③-④）	円	円	円	円	円
	備考					

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
様式第23 （表面） 児童手当受給者台帳（児童手当受給者用） （ふりがな） 受給者等の氏名（法人名等） 個人番号 職業 ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者でない者 支払金融機関 名称 口座番号 受給者 住所 男・女 生年月日 明治 大正 昭和 平成 ・ ・ 被認定者の住所 〒 - 被認定者の居所地又は被認定者の所在地 被認定者の国籍 被認定者の国籍地又は被認定者の所在地 被認定者所在地又は居住所地 〒 - 電話（　） 加入している公的年金制度の種別 ア．厚生年金保険 イ．私立学校教職員共済 ウ．国家公務員共済 エ．地方公務員等共済 オ．国民年金 カ．その他（　） 認定年月日 平成 ・ ・ 支給事由消滅年月日 平成 ・ ・ 支給開始年月 手当月額 3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円 備考 平成 （消滅事由） （表面） 児童手当受給者台帳（児童手当受給者用） （ふりがな） 受給者等の氏名（法人名等） 個人番号 職業 ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者でない者 支払金融機関 名称 口座番号 受給者 住所 男・女 生年月日 明治 大正 昭和 平成 ・ ・ 被認定者の居所地又は被認定者の所在地 被認定者の国籍 被認定者所在地又は居住所地 〒 - 電話（　） 加入している公的年金制度の種別 ア．厚生年金保険 イ．私立学校教職員共済 ウ．国家公務員共済 エ．地方公務員等共済 オ．国民年金 カ．その他（　） 認定年月日 平成 ・ ・ 支給事由消滅年月日 平成 ・ ・ 支給開始年月 手当月額 3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円 備考 平成 （消滅事由）	様式第23 （表面） 児童手当受給者台帳（児童手当受給者用） （ふりがな） 受給者等の氏名（法人名等） 個人番号 職業 ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者でない者 支払金融機関 名称 口座番号 受給者 住所 男・女 生年月日 明治 大正 昭和 平成 ・ ・ 被認定者の居所地又は被認定者の所在地 被認定者の国籍 被認定者所在地又は居住所地 〒 - 電話（　） 加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入存証の種別 ア．厚生年金保険 イ．私立学校教職員共済 ウ．国家公務員共済 エ．地方公務員等共済 オ．国民年金 カ．その他（　） 認定年月日 平成 ・ ・ 支給事由消滅年月日 平成 ・ ・ 支給開始年月 手当月額 3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円 備考 平成 （消滅事由）

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
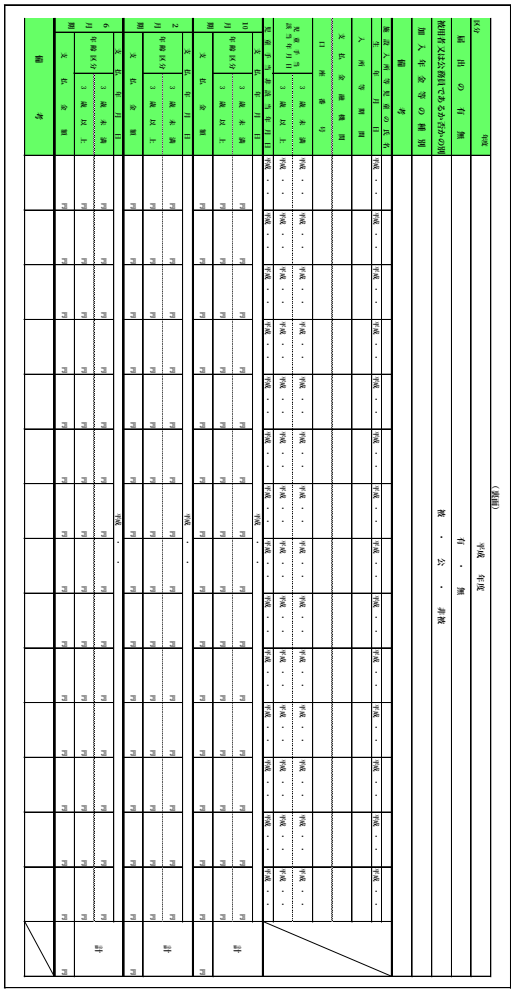	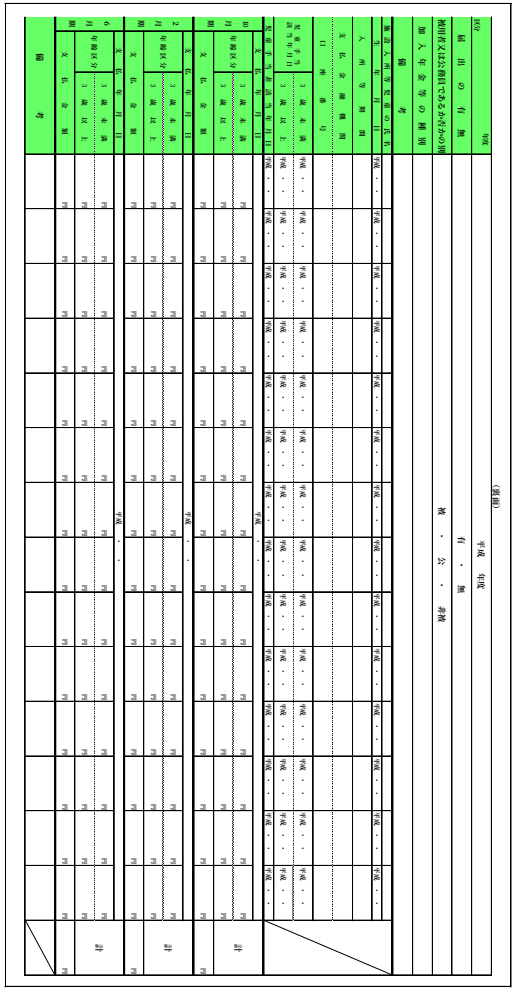
様式第３号～第２５号　（略）	様式第３号～第２５号　（略）